

市立学校におけるいじめ重大事態報告書

概要版

あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会

令和8年4月16日

目 次

第1章 事案及び調査の概要	・・・ P 1～P 2
1 事案の概要	・・・ P 1
2 調査の主体	・・・ P 1
3 あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会の構成	・・・ P 1
4 調査	・・・ P 2
(1) いじめ重大事態の調査の目的	
(2) 調査の基本方針	
(3) 調査の方法	
第2章 事実認定及び因果関係	・・・ P 3～P 4
1 いじめの認定に関する検討結果	・・・ P 3
(1) 直接的なからかい・嫌がらせ	
(2) SNS上での誹謗中傷	
2 いじめと重大事態（心身の不調及び不登校）の因果関係	・・・ P 3
(1) いじめ行為と長期的欠席の関連性	
(2) 心理的ストレスと心身の症状との関連性	
3 学校対応における不備	・・・ P 3～P 4
(1) Aの保護者への情報提供及び共有の不備	
(2) 組織的対応及び進捗管理の不備	
(3) 記録の管理と保存の不備	
第3章 調査結果の分析	・・・ P 4～P 5
1 本事案に係る当該校の記録、A及びAの保護者との面談記録について	・・・ P 4
(1) いじめ事案の認知と事実確認の乖離	
(2) 登校支援及び事後対応の妥当性	
(3) 情報共有と組織的対応の課題	
2 関係生徒への聴き取り及びアンケート調査の分析	・・・ P 5
(1) 潜在的ないじめ（からかい）の存在	
(2) 生徒間の認識の乖離	
(3) SNS上のトラブルと孤立化の状況	
(4) 調査実施時期の影響	
(5) 生徒からの相談に対する、教員の対応の不十分さ	
第4章 再発防止に向けた提言	・・・ P 6～P 8
1 当該校への提言	・・・ P 6～P 7
(1) いじめの早期発見・早期解消に向けた組織体制の強化	
(2) 組織的な対応と管理職による進捗管理	
(3) 客観的な記録の作成と適切な管理・保存の徹底	
(4) いじめの定義の再確認と被害者配慮を最優先した支援	

2 市教育委員会への提言

．．．．P7～P8

- (1) 情報の透明性と誠実な報告体制の確立
- (2) 学校・保護者間の共通理解形成に向けた指導・助言の強化
- (3) 学校いじめ問題対策委員会の形骸化防止と実効性の向上
- (4) 被害生徒に寄り添った中長期的な学習・心理支援
- (5) 教育委員会によるバックアップ体制の強化
- (6) 組織的な情報共有の促進と切れ目のない支援体制の整備
- (7) 教員のいじめ対応能力の底上げと意識改革の推進

第1章 事案及び調査の概要

1 事案の概要

令和6年[]、市内にあるX中学校（以下、当該校）は、当該校に在籍している対象生徒A（以下、A）

[] Aが令和4年度、第1学年在籍時に

[]、あきる野市教育委員会（以下、市教育委員会）に報告した。市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第一項に規定する、いじめの重大事態と判断し、当該校に調査するよう指示し、当該校は直ちに調査を開始した。

令和6年12月2日（月）、市教育委員会は、市長へいじめの重大事態が発生したことについて報告を行うとともに、東京都教育委員会に、いじめの重大事態の発生に関する報告書を提出した。

令和6年12月3日（火）、市教育委員会及び当該校は、Aの保護者に対し、いじめの重大事態の調査を行うことを説明し、調査を開始した。

2 調査の主体

調査主体は、「いじめの経緯」[]、市教育委員会とした。また、「あきる野市いじめ問題対策推進条例」に基づき、「あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会」を、調査を行うための組織とした。

3 あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会の構成

あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会の委員については、あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会規則において、以下のように定められている。

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- (3) 警察署の職員
- (4) 教育委員会事務局の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

本調査に当たるあきる野市教育委員会いじめ問題調査委員について

	区分
委員長	識見を有する者
委員	法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
委員	法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
委員	法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
委員	警察署の職員
委員	教育委員会事務局の職員

4 調査

(1) いじめの重大事態の調査の目的

調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会による調査の目的は、当該校において、
[redacted] 本事案について、「事実の有無及びあきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会設置に至るまでの当該校及び市教育委員会の対応を調査し、事実に向き合うこと」「調査結果を踏まえて、同種の事態の再発防止を図り、全ての生徒が安心して登校できるよう、いじめ防止に向けた提言を行うこと」である。

(2) 調査の基本方針

あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会では、本事案の調査を進めるにあたり、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、中立・公正な調査を行うこととする。

(3) 調査の方法

ア 資料の収集・分析

- ・ 当該校が実施したアンケート
- ・ 担任等の記録
- ・ 当該校から市教育委員会への報告書

イ 聴き取り

- ・ A及びAの保護者
- ・ 関係生徒及びその保護者
- ・ 令和4年度から令和6年度までの、A在籍学年の職員

本報告書における「関係生徒」とは、
[redacted]、及びアンケート等を通じて事案への関わりが示唆された生徒を指す。

第2章 事実認定及び因果関係

1 いじめの認定に関する検討結果

(1) 直接的なからかい・嫌がらせ

対象生徒Aが第1学年在籍時 [REDACTED]、複数の生徒から [REDACTED] という趣旨の発言がなされていた。また、アンケート調査により、 [REDACTED] という蔑称（あだ名）の使用や [REDACTED] といった具体的な嫌がらせが行われていた事実があった。これらは思春期にある生徒の尊厳を著しく傷つける行為であり、いじめとして認定する。

(2) SNS上での誹謗中傷

一部の生徒の間で、Aに関する悪口の存在が認識された事実は、具体的な内容こそ特定できないものの、SNS上での心理的圧迫があったことを示唆している。いじめとして明確な認定には至らないが、Aが安心して過ごすべき環境が阻害されていた事実は否定できず、不適切な状況であったと判断せざるをえない。

2 いじめと重大事態（心身の不調及び不登校）の因果関係

(1) いじめ行為と長期的欠席の関連性

Aの欠席状況は、第1学年の2学期より顕著となり、遅刻が増えた3学期頃のいじめ行為を契機として、散発的に登校はあったものの、第2学年（欠席179日）、第3学年（欠席120日）と、相当期間の欠席を余儀なくされた可能性がある。

(2) 心理的ストレスと心身の症状との関連性

Aは、 [REDACTED]、一連のいじめ行為が心理的ストレスとなり、心身の不調及び不登校の要因となったことが考えられる。

3 学校対応における不備

(1) Aの保護者への情報提供及び共有の不備

学級担任Z教諭が、令和6年2月の調査において、Aの保護者が期待しているであろう回答と異なる回答を意図的に伏せて報告し、Aの保護者に事実と異なる認識を抱かせ、学校への強い不信感を招くこととなった。

(2) 組織的対応及び進捗管理の不備

担任が提案した「登校支援策」のいくつかが具体化されなかったことや、謝罪の場の設定においてAの登校状況を考慮せず、和解の機会を逸していたことは、学校いじめ問題対策委員会が実効的な役割を十分に果たせていなかったことを示している。校長のリーダーシップの下で各教員が役割を分担し、組織的に対応すべきであったが、学級担任を中心とした対応がとられていたものの、校内組織における情報の収集や、組織的な役割分担に基づく具体的な進捗管理が不足していた。

(3) 記録の管理と保存の不備

、事案発生から調査までに時間を要したことで記憶の風化を招いた。文部科学省のガイドラインでは、平時から正確な記録を保存することを求めているが、本件では適切な記録管理がなされておらず、このことが後の事実検証を困難にさせる一因となった。

第3章 調査結果の分析

1 本事案に係る当該校の記録、A及びAの保護者との面談記録について

(1) いじめ事案の認知と事実確認の乖離

令和6年2月中旬から3月上旬の調査において、Z教諭は関係生徒6人に聴き取りを行い、2人からは「言ったかもしれない」、4人からは「分からない」との回答を得ていた。Z教諭は、Aの保護者に対し、関係生徒への事実確認を行ったことを伝えたとともに、関係生徒及びその保護者からの回答について報告した。しかし、Z教諭は、F及びGの保護者からの回答を、Aの保護者が期待している内容ではないと判断し、報告しなかった。その結果、Aの保護者は令和6年2月の面談後の3月時点で「全員が認め、反省していると報告を受けた」と認識している。また、Aの保護者は「どのような指導を行ったか詳細な報告がない」と訴えているように、報告内容の食い違いが、不信感を招く直接的な要因となっている。

このように、Z教諭が、Aの保護者に全ての内容を報告しなかったことが、情報の不透明さを生み、Aの保護者の不信感と認識の乖離を招いたと考えられる。

(2) 登校支援及び事後対応の妥当性

再登校に向けた調整においてAの保護者の意向が十分に反映されていないことが考えられる。

その後Z教諭は、謝罪の会を再設定しなかったことで、謝罪の機会が失われる結果となった。

また、仲の良い生徒とのコミュニケーション機会の設定など、担任から提案された支援策が具体化されなかった点についても、Aの保護者との合意形成プロセス上の不備と考えられる。

(3) 情報共有と組織的対応の課題

Z教諭からAの保護者に対し、関係生徒及び保護者への指導内容について詳細が十分に報告されていなかった。担任から管理職への報告はなされていたものの、校内での情報共有が保護者への丁寧な説明にまで結びついておらず、組織としての説明が十分ではなかった。学校全体で情報を適切に整理し、透明性をもってAの保護者へ伝える体制が構築されていなかったことが考えられる。

2 関係生徒への聴き取り及びアンケート調査の分析

(1) 潜在的ないじめ（からかい）の存在

学年アンケートの結果、Aに対して「中傷する発言」や「[]不適切な発言」があったと認識している生徒が一定数存在することが明らかになった。特に、「[]中傷や不適切な発言があった」という点については、記述回答において「[]」「[]」といった具体的なからかいの内容が複数寄せられている。これらは、Aに対し、心理的苦痛を与えていた可能性があると考えられる。

(2) 生徒間の認識の乖離

周囲の生徒による目撃証言と、名前が挙がった関係生徒の主張との間に乖離がある。アンケート調査では、特定の生徒ら（B、C、F、G、H、I）による具体的な言動を指摘しているが、名前が挙がった生徒たちへの聴き取りでは、全員が一様に「(不適切な発言は)言っていない」「(周囲の様子も)知らない」と否定している。周囲の複数の生徒が具体的な呼称や場면을記憶している一方で、関係生徒が一様に否認している状況にあった。この乖離は、加害側とされる生徒たちに「相手を傷つけている」という自覚が乏しいか、あるいは自身の言動が問題視されることへの心理的な抵抗感から、事実を否定している可能性があることが考えられる。

(3) SNS上のトラブルと孤立化の状況

SNSにおいても、悪口の書き込みがあったとの証言が得られている。一方で、Aと以前は仲が良かった、あるいは積極的に話し掛けていたとする生徒も存在しており、学級全体で完全に孤立していたわけではないものの、一部の生徒による継続的なからかいが、Aにとって心理的苦痛を与えていた可能性があると考えられる。

(4) 調査実施時期の影響

[]、本事実発生から調査実施までに時間が経過していることが、記憶の風化を招いていることは否定できない。

しかし、その中でも具体的なあだ名や発言内容がアンケートに記述されている事実は、それらの言動が当時の学級の中であったと考えられる。

(5) 生徒からの相談に対する、教員の対応の不十分さ

アンケートに[]の周囲の状況について「何度か先生にそのことを言ったのですが止まりませんでした。」との記述があり、Aに対する不適切な関わりや周囲の違和感を教員に届け出た生徒が存在したことが推認される。生徒からの相談を組織として十分に捉えきれず、結果として事案を看過していた可能性が考えられる。

第4章 再発防止に向けた提言

1 当該校への提言

(1) いじめの早期発見・早期解消に向けた組織体制の強化

ア アンケート及び聴き取り調査の質の向上

いじめの予兆を把握した際は、速やかに対象生徒だけでなく、周囲の生徒に対しても多角的な聴き取りを行い、組織的に集約・共有する体制を強化すべきである。

イ 生徒からの相談に対する真摯な受容と組織的対応の徹底

生徒がいじめを訴えることは、極めて大きな勇気を要する行為である。全教職員はその切実さを真摯に受け止め、被害生徒のSOSに対し、加害側の主張を安易に優先したり、先入観で一方的な判断を下したりすることなく、中立的かつ丁寧な聴き取りを徹底しなければならない。特に、生徒の小さな変化や訴えを見逃さず、複数の教員による多角的な視点で事実を確認し、特定の教員の主観に偏らない組織的な対応を確立すべきである。

ウ SNSトラブルへのリテラシー教育の徹底

生徒に対し、匿名性や拡散性のみならず「言葉や画像、映像が相手に与える心理的ダメージ」に焦点を当てた情報社会における倫理観を育む指導を、実例を交えて継続的に実施する必要がある。

(2) 組織的な対応と管理職による進捗管理

ア 支援計画の具体化と組織による確実な実行管理

支援策の決定後は、学校いじめ問題対策委員会で「いつまでに、誰が、どのように」実行するかを記録し、週単位等の定例会議で管理職がその進捗を確認する仕組みをとるべきである。

イ 保護者に対する学校組織としての説明責任の徹底

保護者対応は担任一人に任せず、管理職や学年主任、生活指導主任等を含む複数の教員が介在し、学校として決定した方針や指導の経過を、保護者に対して客観的かつ透明性の高い情報共有を行う体制を徹底しなければならない。

(3) 客観的な記録の作成と適切な管理・保存の徹底

ア 指導・経過記録の迅速な作成

面談や指導の経緯、保護者とのやり取りは、記憶が鮮明なうちに、組織で共有できる共通フォーマットへ速やかに記録することを徹底すべきである。特に、被害生徒の心情や要望については、主観を交えず事実を詳細に記録し、組織的な判断の根拠としなければならない。

イ 組織的な情報管理と確実な引継ぎ

適切な記録の蓄積は、事案の長期化を防ぎ、迅速な解決を図るための基盤となるため、作成した記録は、学校いじめ問題対策委員会等が適切に管理し、教員間や進級時の引継ぎにおいて情報の欠落がないよう、保存体制を確立すべきである。

ウ 保護者との共通理解に基づく記録の正確性の向上

学校側の記録と保護者の認識に相違が生じることは、支援の方向性や信頼関係に大きな影響を及ぼす。そのため、面談や電話等で重要な意向を確認した際は、その場で内容を復唱し、互いの認識に違いがないかを確認した上で記録に残すなどの工夫を講じるべきである。また、認識の乖離が生じていること自体も組織として重要な事実として捉え、透明性の高い説明と誠実な対話を継続することで、共通理解に基づいた組織的な支援体制を確立しなければならない。

(4) いじめの定義の再確認と被害者配慮を最優先した支援

ア 「からかい」を容認しない規範意識の醸成

からかいやあだ名が、相手にとっては深刻な心理的苦痛になり得ることを、全教員・生徒双方が認識するための啓発活動を強化すべきである。

イ 生徒の心身の状況に寄り添う柔軟な学習環境の確保

柔軟な登校支援を行うことができるよう、全教員は、学校に来られない状況を心身を守るための正当な判断と捉え、被害生徒の体調や心理状況を最優先に考慮し、安易に登校を促したり関係生徒と接触させたりしないよう配慮を徹底しなければならない。また、具体的な支援内容は、管理職・担任・養護教諭・スクールカウンセラー等による検討会議で組織的に決定し、生徒の回復状況に合わせて随時更新していく体制を構築すべきである。

2 市教育委員会への提言

(1) 情報の透明性と誠実な報告体制の確立

学級担任が保護者からの情報を、学校いじめ問題対策委員会や生活指導部会、学年会等の校内組織へ適切に共有できていなかったことについて、本事案を重く受け止め、情報の透明性を確保する仕組みを強化すること。教員が一人で問題を抱え込まず、懸念される情報こそ速やかに管理職へ報告し、学校いじめ問題対策委員会や学年等の組織全体で共有することが「全生徒を守ることにつながる」という認識を徹底させること。

(2) 学校・保護者間の共通理解形成に向けた指導・助言の強化

市教育委員会は、学校側の記録と保護者の指摘に相違が生じることは、その後の支援の方向性や信頼関係に重大な影響を及ぼす要因であると認識し、学校に対し、記録の客観性と正確性を担保するための具体的な指導を行うこと。特に、重要な意向確認や面談の場では、その場で内容を復唱し、互いの認識に相違がないかを確認した上で記録に残すなどの体制を徹底させること。また、認識の乖離が生じていること自体を組織として共有すべき重要課題と捉え、透明性の高い説明と誠実な対話を継続するよう助言すること。

(3) 学校いじめ問題対策委員会の形骸化防止と実効性の向上

学校に設置されている「いじめ対策組織」が、特定の教員に依存することなく、組織として機能するための支援を行うこと。教育委員会は、各校の組織運営状況を定期的に点検し、事案発生時の初期対応や保護者への説明が、組織的な合意形成に基づいて誠実に行われているかを確認し、助言すること。

(4) 被害生徒に寄り添った中長期的な学習・心理支援

不登校となった生徒に対し、学校復帰のみを唯一の解決策とせず、ICTを活用したオンライン指導、あきる野市教育支援センターや外部機関等との連携による多様な学びの場を継続的に提供すること。特に、心身の状況により登校が困難な生徒に対し、学習機会が損なわれることのないよう、柔軟かつ多角的な支援体制を維持すること。

(5) 教育委員会によるバックアップ体制の強化

困難な事案に直面した教員を孤立させないよう、教育委員会が専門的な知見（法的知識や心理的アプローチ等）をもって、迅速に学校現場をサポートする体制を整えること。学校と保護者との間で信頼関係が損なわれそうな兆候がある場合には、教育委員会が積極的に介入し、公平・中立な立場から対話を主導することで、事態の長期化・深刻化を防ぐ役割を果たすこと。

(6) 組織的な情報共有の促進と切れ目のない支援体制の整備

学校現場において、特定の教員だけが詳細を把握していたりする状況を防ぐため、いじめ事案の経過を組織的に蓄積・共有する運用の徹底を指導すること。特に、学年更新時や転校時、または担任交代等の環境の変化に際して、これまでの支援経過や認識の相違も含めた留意事項、保護者の意向等の情報が確実に引き継がれ、空白期間のない切れ目のない支援が行われるよう、体制を整備すること。

(7) 教員のいじめ対応能力の底上げと意識改革の推進

「からかい」や「いじり」がいじめに直結するという認識を全教員が共有できるよう、研修を定期的実施すること。 ██████████ 生徒への心理的負荷を適切に評価できる専門性を養うとともに、被害生徒の心理的苦痛を最優先に捉える「いじめ防止対策推進法」の趣旨を改めて徹底させること。

